

総社市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第44号

総社市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

総社市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年総社市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（収支報告書等の提出） 第6条 略 2 前項の収支報告書及び領収書等（以下「<u>収支報告書等</u>」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に<u>収支報告書等</u>を提出しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の保存及び閲覧） 第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された<u>収支報告書等</u>を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 <u>何人も、議長に対し、規則で定めるところにより、前項の収支報告書等の写しの閲覧を請求することができる。</u> 3 議長は、閲覧の請求があったときは、<u>収支報告書等に記載されている情</u></p>	<p>（収支報告書等の提出） 第6条 略 2 前項の収支報告書及び領収書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に<u>第1項の収支報告書及び領収書等</u>を提出しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の保存） 第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された<u>収支報告書及び領収書等</u>を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>報のうち総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）第7条各号に規定する不開示情報を除き，規則で定めるところにより，閲覧に供するものとする。</u></p> <p>（透明性の確保）</p> <p>第9条 議長は，第6条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等，政務活動費の適正な運用を期すとともに，使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>	<p>（透明性の確保）</p> <p>第9条 議長は，第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等，政務活動費の適正な運用を期すとともに，使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の総社市議会政務活動費の交付に関する条例は，平成28年度以後の年度分の政務活動費について適用し，平成27年度分までの政務活動費については，なお従前の例による。